

Q-6

「建築物の防火避難規定の解説」及び「基準総則・集団規定の適用事例」の確認審査上の取り扱いについて教えてください。

A-6

「建築物の防火避難規定の解説」及び「基準総則・集団規定の適用事例」に記載された取扱については、原則として準拠する必要があります。

その中で「望ましい」と表現されたものについては、努力義務規定として取り扱います。